

第 4 回 近江八幡市国土利用計画改定検討部会会議記録（要約）

1 開会（午前 10 時 00 分）

（事務局）

- ・第 4 回近江八幡市国土利用計画改定検討部会を開会する。
- ・今回の部会の趣旨について、前回 2 月 12 日の本部会において、委員の皆様からパブリックコメント実施のご承認をいただき、3 月 17 日から 4 月 16 日までの期間でパブリックコメントを実施した。併せて滋賀県に対して、改定案の協議を行った。
- ・本日は、パブリックコメントの結果報告および滋賀県からの意見への回答案について、ご審議いただきたい。
- ・本日の資料である資料 1 から 6、参考資料 1 から 3 を事前に送付し、持参をお願いしているが不足はないか。

（委員）

※過不足なし

（事務局）

- ・議事に先立ち、欠席者の連絡をいただいているので報告する。
- ・開会にあたり、部会長より挨拶と議事進行をお願いする。

2 あいさつ

（部会長）

- ・事務局からも冒頭説明があったが、部会としては本日が最終回となる予定である。
- ・最終的に意見を取りまとめていただき、今後、審議会の書面表決に移っていければと考えており、ご審議をお願いする。

3 議題（1）経過及びスケジュールについて

（部会長）

- ・議題の（1）経過及びスケジュールについて、事務局より説明をお願いする。

（事務局）

- ・前回 2 月 12 日に第 3 回国土利用計画部会を開催したところであるため、前年度の報告は割愛し、令和 8 年からこれまでの経過を資料 1 に基づいて説明し、振り返り

をさせていただく。

- ・令和 8 年 1 月 6 日に滋賀県が近江八幡八日市都市計画区域の区域区分の変更案を県のホームページに公表されたことを受け、庁内への照会および前回の第 3 回検討部会において、数値等の時点修正と見直しを行った。
- ・その計画案に基づき、皆様の方からパブリックコメント実施の承認をいただいたので、令和 8 年 3 月 17 日から 4 月 16 日にかけて、パブリックコメントを実施。同時に、滋賀県に対し、事前協議を行った。
- ・本日 5 月 26 日に、パブリックコメントの結果および滋賀県からの意見の回答案について審議をいただくため、本日の部会を開催する運びとなっている。
- ・今後のスケジュールについては、本日の検討部会において計画案のご承認をいただければ、その後審議会書面表決を経て、審議会として答申をいただき、9 月の市議会定例会にて計画案を上程できればと考えている。

(部会長)

- ・事務局の説明に対し、質問や意見等はあるか。

(委員)

<意見・質疑なし>

3 議題 (2) パブリックコメントの結果及び滋賀県意見回答案について

(部会長)

- ・続いて、議題 (2) のパブリックコメントの結果及び滋賀県意見回答案について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

- ・<資料 5 パブリックコメント結果報告>により報告。
- ・パブリックコメントは、先ほども申し上げたように、部会で皆様から承認をいただいた計画案に基づき、市民の皆様より広くご意見ご提案いただくために実施したものである。
- ・パブリックコメントの対象は、市内に住所を有する方、通勤・通学する方、また、市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその団体とし、実施期間を 3 月 17 日火曜日から 4 月 16 日木曜日までとして実施した。
- ・方法としては、市のホームページの掲載、また、情報公開コーナー、企画課の窓

- 口、各コミュニティセンター、市内図書館へ資料を配架した。
- ・実施結果、意見は0件であり、この結果については、市のホームページに公表している。
 - ・＜資料6 滋賀県意見に対する回答（案）＞により報告。
 - ・パブリックコメントと同時期の3月から4月に行っていた滋賀県への事前協議に関し、滋賀県から意見があった。事務局にて回答案を作成した。回答はいずれも各所管課と協議し作成したものである。
 - ・意見については、県のCO2 ネットゼロ推進課、道路保全課、流域政策局の3部局より、4点の意見があった。
 - ・まず1点目として、CO2 ネットゼロ推進課より、本市の脱炭素ビジョンにおいて、営農型太陽光発電の活用を検討するという記載があるので、記載をしてはどうかという意見である。
 - ・これに関し、事務局案として示し、部会でご意見や審議をいただき、委員より「他市で様々な問題があること、また、現実問題としてその下で農業をやっていくことは無理がある」というご意見をいただき、最終、農業委員会にも意見を確認し、記載しないという経緯を回答として記載した。
 - ・2点目については、道路保全課からの意見で、地域別の自転車の利便性の向上について、北部地域のみ記載で、中部・南部地域では検討しないのかということである。
 - ・こちらは、資料2の計画案P19の20から22行目の記載である。
 - ・北部地域のみ記載の理由については、ビワイチやよし笛ロードを想定し、あえて北部エリアのみ記載しているという考え方である。部会長と事前相談し、利便性の向上というよりも安全性や快適性ということの表現の方が適切ではないかというご意見があり、記載について、「自転車を安全かつ快適に利用できる環境づくりに向け、検討していきます」に変更している。
 - ・また全体の道路整備の考え方については、前段のP14の32行目で、道路についての基本方向について示しており、全体の考え方としても「安全性快適性の向上に配慮する」と示し、道路整備の考え方として示している。
 - ・3点目は流域政策局からの意見で、市が一級河川に言及し、県が作成する計画に基づいていると思うが、その根拠を示してほしいということである。
 - ・補足すると、具体的に言及されている箇所はP43の目標値の推計の箇所で、着色している箇所の真ん中の河川改修計画の記載がどの計画に基づいているのかということである。

- ・こちらについては、県の東近江土木事務所に確認したところ、明確な出典はないということであったので、推計方法を平成 26 年から令和 5 年までの 10 年間での平均値を算出し、年 1.2ha の増加率で推計したものに變更し、目標値も 327.6ha から 318ha に變更している。
- ・この目標値の變更に伴い、P23、P47 の全体の表についても数字を變更した。
- ・最後に 4 点目として、こちらも流域政策局からの意見である。
- ・こちらは資料 3 の現況図で農地の箇所が、資料 4 の構想図で宅地になっており、一部の箇所が県流域治水の推進に関する条例の第 24 条で、10 年につき一回の割合で発生する降雨における浸水深が 50 cm 以上の場所であり、そもそも市街化区域に含めないと規定されており、その対応について、意見を求められている。
- ・この回答としては、市街化区域に編入して土地利用を図る場合は、この条例があるため、そもそも必然的に対策がなされるものであるという形で回答案を作成しており、このことは、P26 22 から 26 行目において流域治水対策を進めることで都市における安全性を高めるとしている。

(部会長)

- ・事務局の説明に対し、質問や意見等はあるか。

(委員)

- ・近江八幡市の脱炭素ビジョンでは、営農型太陽光発電に関し検討するという記載があり、この記載について、太陽光発電の下で営農を行うということは、なかなか無理があるのではないかと過去の会議にて意見を申した。
- ・しかし、今現在では、営農型太陽光発電の開発が進んでいるように聞いている。
- ・今後、技術も進み、営農の縮小ということに繋がらないような形で開発が進むのであれば、そのようなことも検討していくこともあり得ると考えている。

(事務局)

- ・以前、委員よりご意見をいただいたのが令和 6 年に開催した部会であり、時間の経過とともに技術が進み、導入しておられるところもあるのではと思っている。しかし、農政部局、農業委員会にも確認すると、本市としては今のところ優良農地が多い中で推進していくべきではないという見解である。全国的に進めておられる場所というのは、中山間など、耕作自体も難しいというような場所が多いということであり、現時点では記載を見送らせていただきたいと考えている。

(部会長)

- ・技術の進歩等が急速であり、5年後、10年後がどういう状態になっているか、なかなか予測不可能な部分もある。今回の国土利用計画の中では積極的にそれを推進するような記載はあえてしないという事務局の考えである。

(委員)

- ・承知した。

(委員)

- ・資料6では16ページ29行目のところに書いてあると示されているが、本日の配付資料だと何ページのどこに当たるのか。

(事務局)

- ・資料でいうと、16ページの18行目のCの低未利用地のところだが、今回の資料においては記載していない。
- ・理由としては、県に対しては、これまでの修正の履歴がわかる資料を送っている。この部分は、そもそも当初は計画に記載のなかった内容で、第1回の部会で事務局案として盛り込んだものであり、その経過が残っていたところ意見があったというもの。

(委員)

- ・承知した。本件に関しては、国や世の中の流れなど動向を見極めながらということで結構かと思う。
- ・もう一点、最後の流域治水の指摘の件のであるが、具体的にどの場所かというのを確認したい。その場所は、今回の市街化編入に含まれている場所か。

(事務局)

- ・県の意見の箇所は西本郷の一部で、エリアに含まれている。(※資料3, 4で位置を示す。)

(委員)

- ・それであればこのような趣旨の回答で問題ないと思う。理由としては、都市計画課の方で既に協議にかかっている状況である。

(部会長)

- ・それでは、県の意見に対する対応で一部修正を行うが、趣旨としては原案のままとし、このような形で取りまとめていきたいが、ご了解いただけるか。

<質疑・意義なし>

(部会長)

- ・ それでは、計画案については本日の資料の内容ということで、了解を得たものとさせていただきますこととする。

4 その他

(部会長)

- ・ 議題は以上であるが、次第に基づきその他ということで事務局から何かあるか。

(事務局)

＜参考資料 1 国土利用計画改定にかかる答申（案）＞により説明。

- ・ 先ほどスケジュールのところで、今後審議会の書面表決を経て、答申ということの説明した。
- ・ 本部会の中で、答申の付帯意見として盛り込むという方針もあったことから、答申案について参考資料 1 のとおり作成したので共有する。答申案は最終ではなく、あくまで参考とする。
- ・ 今後、審議会の書面表決を経て、部会長と調整後、最終答申の書面として確定していきたいと考えている。

(部会長)

- ・ 部会の答申ということではなく、総合計画審議会としての答申を市長にお渡しするわけであるが、その内容について今ところこのように考えているという説明であった。
- ・ 付帯意見は一般的な内容であり、個別具体的な記述や、計画に反するような内容は審議会のまとまりがないように見受けられるため避けるべき。現在の 3 案はどれも当然の事柄で「不要では」との意見もあり得るが、議論の過程や審議内容を示す意義があると思う。したがって、この程度の分量で付帯意見を付けるのが適当だと思うが、委員の皆さんのご意見を伺えればと思う。

(委員)

- ・ 確認が一点。書面表決であるが、資料を確認したところ、部会以外のメンバーに計画改定に関し情報を伝えることは、令和 6 年 9 月の部会で「計画改定案の作成を進める」という以降は特になく、来月に書面表決という流れか。

(事務局)

- ・ そのとおりである。審議会の全委員を集めた審議会は開催せず、書面表決で改定案を諮るという流れである。

(委員)

- ・承知した。意見が出てくるかわからないが、部会の委員以外の方からのご意見が、6月中にあるということでよい。

(事務局)

- ・お見込みのとおりである。

(部会長)

- ・9月議会の上程ということであるが、何かすごく大きな意見が出た場合は、スケジュールどのような対応となるのか。

(事務局)

- ・出てくるご意見によりスケジュールも変更する可能性があることをご理解いただきたい。
- ・あくまで期限は、年内の議会上程ということで目指しており、現在のスケジュールでいくと、最短であればこの9月の議会上程ということである。
- ・書面表決の意見によっては、再度部会が必要な場合等があると思うが、まずは部会長にご相談させていただいたうえで、柔軟に対応できればと考えている。
- ・もう一点、審議会の部会以外のメンバーに示す資料も、これまでの部会の協議がわかるように、修正箇所等がわかるような資料を整え実施する方向で進める。

(委員)

- ・意見の有無に関わらず、皆さんに確認いただき、意見なしでも確認する機会があったのかということが重要で、きちんと段階を踏んで意見を述べる機会は提供したということが確認できていればよい。

(部会長)

- ・6月の書面表決の際には、早めに資料をお見せして、十分な時間を取り最終的に公表していただければと思う。
- ・書面表決にて、意見や修正案が出てきた場合、単語修正程度であれば会長と事務局で判断、対応させていただく。これは検討すべきだという意見があれば、必要に応じて部会を再度対面または書面で開いて、対応する想定で進めさせていただきたい。
- ・このような流れで、6月以降のスケジュールを進めていきたいと思うが、いかがか。

<意見・質疑なし>

(部会長)

- ・進め方については、先ほど申し上げたとおり進めることとする。
- ・答申についてであるが、付帯意見は事務局から説明があった内容でご了解いただけるか。

<意見・質疑なし>

(部会長)

- ・それでは、部会としてはこのような内容の答申で、付帯意見がつくということでした解をいただいたということとする。
- ・他に、全体を通し意見等あるか。

<意見・質疑なし>

(部会長)

- ・他に意見等ないようであり、本日本日予定していた議事は、以上で全て終了したので進行を事務局にお返しする。

5 閉会

(事務局)

- ・本日は長時間にわたり慎重なご審議、貴重なご意見を賜り感謝申し上げます。
- ・繰り返しになるが、本日お示しした計画案にて、総合計画審議会の書面評決を経て、総合計画審議会より答申を行い、9月議会への上程に向けて進めていくのでご理解をお願いします。
- ・それでは以上をもって、本日の部会を閉会とさせていただく。長時間のご審議に感謝を申し上げます。

※以上、10時50分を以って、第4回近江八幡市国土利用計画改定検討部会を閉会した。